

## 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社Arent		コード	5254
提出日	2023/3/28	異動(予定)日	2023/3/28	
独立役員届出書の提出理由	新規上場に伴う届出のため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし	
1	幸田 博人	社外取締役	○														○	指定	有
2	水鳥 敬広	社外監査役	○														○	指定	有
3	松田 健二	社外監査役	○											△				指定	有
4	菅沼 匠	社外監査役	○														○	指定	有
5																			

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当事項はありません。	幸田博人氏は、大手銀行及び大手証券会社において役員として経営に携わるとともに複数の企業において社外取締役を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と相当程度の知見を有し、大学教授として資本市場の学識も豊かであり、当社の経営に客観的かつ専門的な視点から有益な提言・助言が期待できることから、当社の企業価値向上に寄与していただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として適格であると判断しており、独立役員に指定しております。
2	該当事項はありません。	水鳥敬広氏は、公認会計士としての経験及び知識に基づき財務及び会計に対する十分な見識を有しており、客観的な立場から、監査を適切に遂行し有益な発言が期待できることから、社外監査役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として適格であると判断しており、独立役員に指定しております。
3	当社が吸収合併した株式会社ASTROTECH SOFTWARE DESIGN STUDIOSと、同氏との間で、過去にコンサルティング業務に関する契約を2019年2月から2019年3月末までの2ヶ月間締結しておりました。当時支払われていた報酬は、同氏にとって株式会社ASTROTECH SOFTWARE DESIGN STUDIOSへの経済的依存度が生じるほどに多額ではなく、多額の金銭その他の財産には該当しないと判断しております。また、当該コンサルティング業務に関する契約は、上記のとおり期間限定であり、既に解消されております。	松田健二氏は、公認会計士としての経験及び知識に基づき財務及び会計に対する十分な見識を有しており、客観的な立場から、監査を適切に遂行し有益な発言が期待できることから、社外監査役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として適格であると判断しており、独立役員に指定しております。
4	該当事項はありません。	菅沼匠氏は、公認会計士及び弁護士としての豊富な経験及び知識に基づき企業経営に対する十分な見識を有しており、また社外取締役及び社外監査役として企業経営にも多く関与しており、客観的な立場から、監査を適切に遂行し有益な発言が期待できることから、社外監査役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として適格であると判断しており、独立役員に指定しております。

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。  
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。